

## 栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ活動及び文化活動に伴う合宿の誘致を促進することにより、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、市内で合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「合宿」とは、団体（同一の目的で活動し、2人以上で構成する集団をいう。以下同じ。）が次に掲げる施設（以下「指定施設」という。）を使用して、運動競技又は文化芸術に関する技術の向上等のための練習、訓練、鍛錬等の活動を行い、かつ、市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた施設又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営する青少年のための研修施設で宿泊の機能を有するものをいう。以下同じ。）に連続する2泊以上の期間宿泊することをいう。

- (1) 栗原市公民館条例（平成17年栗原市条例第110号）第2条に規定する公民館
- (2) 栗原市生涯学習センター条例（平成17年栗原市条例第111号）第2条に規定する生涯学習センター
- (3) 栗原市伊豆沼交流センター条例（平成17年栗原市条例第115号）第2条に規定する栗原市伊豆沼交流センター（以下「交流センター」という。）
- (4) 栗原市文化施設条例（平成17年栗原市条例第116号）第2条に規定する文化施設
- (5) 栗原市体育施設条例（平成17年栗原市条例第124号）第2条に規定する体育施設
- (6) 栗原市運動公園条例（平成17年栗原市条例第125号）第2条に規定する栗原市有賀運動公園

### (対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、合宿を行う次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 市外に所在する団体であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学その他これらに準ずるものとして市長が認める教育機関（以下「学校」という。）に属する児童、生徒、学生、指導者等で構成し、かつ、スポーツ活動又は文化活動を行うことについて学校又は公共的団体により登録、認証、認可等を受けている団体であること。

- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動を行う団体でないこと。
- (4) 国、都道府県、市町村その他公共的団体から合宿の実施に対する助成を受けていない団体であること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象団体が補助金を受けようとする年度（以下「補助年度」という。）において実施する合宿に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 指定施設の使用に係る料金（指定施設の備品等を使用するときは、当該備品等の使用に係る料金を含む。以下「使用料」という。）
- (2) 対象団体に属する児童、生徒、学生、指導者に係る市内の宿泊施設の宿泊に要する費用（児童、生徒及び学生にあつては全員分、指導者にあつては3人分までとし、1人につき1泊当たり4,000円を超えるものに限る。以下「宿泊料」という。）

2 対象団体が交流センターを利用する場合における前項の規定の適用については、栗原市伊豆沼交流センター条例別表第2の1の表に掲げる利用料金をもって宿泊料とし、同条例別表第2の1の表以外に掲げる利用料金をもって使用料とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市内で開催される大会等に参加するために指定施設を使用し、又は市内の宿泊施設に宿泊する場合における当該大会等の開催日当日の使用料及び同日の夜の宿泊料並びにその前日の夜の宿泊料については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 使用料の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 2,000円に宿泊料に係る人数を乗じて得た額に、合宿に係る泊数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額が1回の合宿につき20万円を超えるときは、20万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて合宿を開始する日の14日前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿の実実施計画の詳細を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付等決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿の計画変更等の詳細を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請を行った交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助金の交付の決定を受けて実施した合宿を終了したときは、合宿の最終日の翌日から起算して14日以内又は補助年度の末日のいずれか早い日までに、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 合宿の実施内容の詳細を確認できる書類
- (2) 宿泊施設が発行する宿泊証明書等の宿泊の事実を証明する書類
- (3) 使用料及び宿泊料に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該報告を行った交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消したときは、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栗原市長 様

団体名  
所在地  
代表者名 印

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 合宿の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで（泊日）

(3) 人数 人

2 交付申請額 円

(内訳)

区分	対象経費の額	補助金の額	備考
使用料	円	円	
宿泊料	円	円	
合計	円	円	

3 添付書類

(1) 合宿の実施計画の詳細を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第7条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付 ・ 不交付
- 2 合宿の内容
  - (1) 目的
  - (2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - (3) 人数 人
- 3 交付決定額 円  
(内訳) 使用料 円  
宿泊料 円
- 4 不交付の理由（不交付の決定をした場合のみ）

（注）補助金の交付決定を受けた合宿の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき又は中止するときは、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）により変更又は中止の申請を行い、市長の承認を受けること。

様式第3号（第8条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

団体名  
所在地  
代表者名 印

年 月 日付け第 号により交付決定のあった栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更内容

区分	変更前	変更後
対象経費の額		
補助金の額		
その他合宿内容		

3 添付書類

- (1) 合宿の計画変更等の詳細を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第4号（第8条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

殿

栗原市長 印

年 月 日付けで承認申請のあった栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金に係る変更（中止）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 承認 ・ 不承認
- 2 交付決定額 円  
（内訳）使用料 円  
宿泊料 円
- 3 不承認の理由（不承認の決定をした場合のみ）

（注）承認の決定を受けた合宿の内容に再度の変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき又は中止するときは、栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）により変更又は中止の申請を行い、市長の承認を受けること。

様式第5号（第9条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金実績報告書

年 月 日

栗原市長 殿

団体名  
所在地  
代表者名 印

年 月 日付け第 号により交付決定のあった栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金に係る合宿について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 実施内容

- (1) 目的  
(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）  
(3) 人数 人

2 実績額 円  
(内訳)

区分	対象経費の額	補助金の額	備考
使用料	円	円	
宿泊料	円	円	
合計	円	円	

3 添付書類

- (1) 合宿の実施内容の詳細を確認できる書類  
(2) 宿泊施設が発行する宿泊証明書等の宿泊の事実を証明する書類  
(3) 使用料及び宿泊料に係る領収書の写し  
(4) その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第6号（第10条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

栗原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 円

様式第7号（第11条関係）

栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

栗原市長

印

年 月 日付け第 号で交付決定した栗原市スポーツ・文化合宿支援事業補助金については、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

取消の理由